

高齢者福祉施設・事業所管理者様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿部 守一

**緊急事態宣言の期間延長等を受けた新型インフルエンザ等対策特別措置法
第24条第9項に基づく適切な感染防止策の徹底の要請の延長について(要請)**

日頃から、本県の高齢者福祉施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策について、政府対策本部長は、令和2年5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第32条第3項の規定に基づき同条第1項第1号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間を同年5月31日まで延長しました。

これを受けて、本県では5月5日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議で、県内の介護サービス事業者等に対して、既に実施してきた法第24条第9項に基づく適切な感染防止策の徹底の要請を5月31日まで延長することを決定しました。

介護保険サービス等は、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者や御家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供することが求められます。

つきましては、下記の点に留意して御対応くださいますようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、緊急事態措置の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

1 要請内容

適切な感染防止策の徹底の継続

2 徹底する感染防止策

別添「新型コロナウイルス感染症・感染防止対策の徹底のための留意点について」、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)等を踏まえ、引き続き、感染防止策の徹底をお願いします。

担当	健康福祉部介護支援課サービス係、施設係 (課長) 篠原 長久 (担当) 山本 哲也、奥原 清恵
電話	026-235-7121、7113
ファクシミリ	026-235-7394
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp